

石川県公報

令和 7 年 7 月 2 日（水曜日）

号 外

（第 48 号）

目 次

条 例	
○石川県税条例及び石川県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（税 務 課）	1
○半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例（同）	4
○石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（市町支援課）	5
○石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例（同）	5
○石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の一部を改正する条例（建築住宅課）	6
○石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（警察本部）	7

条 例

石川県税条例及び石川県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十九号

石川県税条例及び石川県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（石川県税条例の一部改正）

第一条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 納税証明書の交付に係る事務を処理するため、郵便料金その他納税証明書の送付に要する費用が生じる場合には、当該費用の額を徴収することができる。

第二百二十五条第四項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定（法第四百十四条の三第五項に規定する円滑化協定をいう。）」に、「オーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊」を「締約国軍隊（同項に規定する締約国軍隊」に改める。

第二百二十八条の二及び第二百三十一条の十九第九項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

附則第二条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、「財産に係る」を削り、同項を同条第

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定により租税特別措置法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の受託者に前項に規定する県民税の所得割が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、県民税に関する規定（第三十九条を除く。）を適用する。この場合において、各公益信託の信託資産等及び固有資産等は、この項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

附則第十条第六項中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に、「によつて」を「により」に改める。

附則第十二条及び第十二条の二を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第十二条 令和八年四月一日以後に第八十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた法附則第十二条の二第一項に規定する加熱式たばこに係る第八十三条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第十二条の二に規定する方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

第十二条の二 削除

附則第十二条の四第一項の表第二号中「第百二十五条第四項に規定するオーストラリア軍隊（以下この号及び第六項において「オーストラリア軍隊」という。）を「締約国軍隊（法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する締約国軍隊をいう。以下この号及び第六項において同じ）」に、「オーストラリア軍隊が」を「締約国軍隊が」に、「附則第十条の二の二第二項各号」を「附則第十条の二の二第三項各号」に改め、同条第二項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改め、同条第五項中「附則第十条の二の二第十二項」を「附則第十条の二の二第十三項」に改め、同条第六項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

（石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 石川県税条例等の一部を改正する条例（令和六年石川県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第五十五条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県税条例附則第十条第六項、第十二条及び第十二条の二の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和八年四月一日

二 第一条中石川県税条例第二百二十五条第四項、第二百二十八条の二及び第二百三十一条の十九第九項の改正規定並びに同条例附則第十二条の四第一項、第二項、第五項及び第六項の改正規定並びに附則第四項から第六項までの規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号。次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

三 第一条中石川県税条例附則第二条の三第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第二十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（県たばこ税に関する経過措置）

2 次項に定めるものを除き、前項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（改正法第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

3 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、石川県税条例第八十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第八十二条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び第一条の規定による改正後の石川県税条例（以下「新条例」という。）附則第十二条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 石川県税条例第八十二条第三項の規定により換算した紙巻たばこ（地方税法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第十二条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

4 新条例第二百二十五条第四項及び第二百二十八条の二の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（石川県税条例第二百二十四条第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第百三十一条の十九第九項の規定は、二号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、二号施行日前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第十二条の四第一項（同項の表第二号に係る部分に限る。）及び第六項の規定は、二号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例（昭和六十一年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四号」を「第三号」に改め、同条第二号中「。次号において「省令」という。」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改め、同条第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二号中「から第四号まで」を「又は第三号」に、「同条第四号」を「同号」に改める。

（原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第二条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例（平成十五年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「生産設備」を「設備」に、「建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品（以下これらを「減価償却資産」と）を「減価償却資産（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）第一条第一項第一号に規定する減価償却資産を」に、「」を構成する減価償却資産のうちに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号。以下「省令」という。）第一条第二項に規定する対象設備を含むもの」を「以下「対象設備」という。）」に改め、同条第一号中「所得金額又は収入金額」を「所得」に、「設備に」

を「対象設備に」に改める。

第三条中「新設し、又は増設した設備」を「対象設備」に改め、同条第一号中「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。

（地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第三条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成二十年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の規定、第二条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の規定及び第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。

石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十一号

石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一〇、八〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

石川県知事 馳

浩

石川県条例第三十二号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例（平成六年石川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（石川県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第百四十三条第一項第五号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第八条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第十一条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び次項の規定は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第一条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、当該施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第八条及び第十一条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

石川県知事 馳

浩

石川県条例第三十三号

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の一部を改正する条例

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成九年石川県条例第五号）の一部を次のように

改正する。

第三十八条中「第十八条第二項第二号」を「第十九条第二項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十四号

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第三条第一項中 「けん銃
帯 革
けん銃つりひも
ショルダーバッグ（女性に限る。）」

「拳銃
を 帯 革 に改め、同条第三項
拳銃つりひも 「

中 「ショルダーバッグ（女性に限る。）
帯 革（男性に限る。）」を「帯 革」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

